

会議録

会議の名称	平成29年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成29年8月21日(月)午後2時から午後3時
開催場所	清須市役所北館 2階 第1会議室
議題	<p>1 開会 2 委嘱状伝達 3 委員紹介 4 会長選出について 5 議題 (1) 清須市における福祉有償運送の状況について (2) 更新申請について 6 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料2 清須市福祉有償運送運営協議会委員名簿 資料3 清須市における福祉有償旅客運送の状況について 資料4 福祉有償運送にかかる自家用自動車有償運送更新申請書(案)の概要 参考 清須市福祉有償運送運営指針</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数	0名
出席委員	村瀬委員、加納委員、石川委員、冨田委員、高橋委員、小田委員(杉本委員代理)、服部委員、福田委員、時田委員
欠席委員	天野委員
出席者(市)	なし
出席者	特定非営利活動法人 サポートハウスアイビー 島崎氏、中尾氏
事務局	[健康福祉部高齢福祉課] 森川課長、木全課長補佐、竹内主任
会議の経過	<p>●事務局 皆様、こんにちは。 時間になりましたので、ただいまから「平成29年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会」を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、進行役の健康福祉部高齢福祉課長の森川です。よろしく願います。</p> <p>本市では、「清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めております。資料1をご覧ください。要綱第6条第2項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。本協議会においては、本日9名の委員にご出席ください</p>

ており、過半数の5人以上を満たしておりますので「成立」していることを報告します。

続きまして、同要綱の第6条第4項に、原則公開することになっておりますのでご承知おきください。なお、本日傍聴者はお見えになりません。

次に、次第2の委嘱状の伝達について、市長が委員の皆様にお渡しさせていただくのが本意ではございますが、本日机上配布をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

続きまして、次第3の委員紹介でございます。お手元の「資料2」の委員名簿をご覧ください。なお、本日は一般旅客自動車運送事業者代表の天野様が欠席されるというご報告をいただいております。

また、中部運輸局愛知運輸支局主席運輸企画専門官の杉本様の代理として、小田（おだ）様にご出席いただいておりますのでお知らせいたします。

それでは、資料2の順番に沿って簡単に構いませんので皆様自己紹介をお願いいたします。

○各委員

<自己紹介 資料2>

●事務局

ありがとうございました。

次に、「会長の選出について」でございます。要綱第4条第1項に、委員の互選によりこれを定めるとなっておりますが、如何でしょうか。

○委員

事務局に一任します。

●事務局

事務局に一任のお声をいただきましたので、僭越ではございますがこちらの方でご指名させていただきます。それでは、会長は前回協議会と同じく清須市社会福祉協議会会長をお願いしたいと思います。よろしければ拍手でご賛同をお願いします。

(拍手をもって承認)

●事務局

ありがとうございました。それでは、時田様、会長のお席の方へ移っていただくようお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、進行につきましては、要綱第6条の規定により会長が議長になることになっておりますので、時田会長に議長をお願いします。よろしく願いいたします。

◎会長

それでは、議題に沿って始めさせていただきますが、その前に要綱第4条第3項に、「会長があらかじめ指名する委員がその職務を

代理する」とありますので、職務代理者を高橋委員に指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。又、本日の会議録署名委員に、村瀬委員と加納委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただ今から議題に入らせていただきます。

議題(1)の清須市における福祉有償運送の状況について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

<清須市における福祉有償運送の状況について説明 資料3>

◎会長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思ます。

○委員

資料3の実績の中で「運送回数」と表現がありますが荷物のようであり、例えば「搬送」というと患者さんのようであり、「移送」はどうだろうかと思ったりするわけですが、障害者団体としてより人間らしい表現があればよいと思ますがいかがですか。

○委員

今の質問と若干関係するのですが、運送回数と運送収入を事務局の方でまとめられたと思ますが、サポートハウスアイビーにおける27年度の回数が28年度に大幅に減ってしまっているのは制度上の問題なのか、単に団体の問題なのか理由がわかれば教えてください。また先程の提案についてですが、一般的にこういった業界では利用者という呼び方をしますので、もしやわらかい表現を使われるのであれば利用回数であるとか利用収入という言い方をされれば利用者の方の負担が無いかと思ます。

●事務局

実績報告の様式に運送という表現がありましたのでその言葉を使わせていただきましたが、もう少し配慮した表現にした方がよいと思ますのでまた話し合いで決めていければと考えています。もう一点、サポートハウスアイビーの28年度の運送回数の減少について、制度上特に増加させるであるとか減少させる等があったわけではありませので、よろしければサポートハウスアイビーの方から理由があれば説明いただけたらと思ます。

○サポートハウスアイビー

単純に運転者が半分減ってしまっただけであり、希望されてもお断りさせていただいているのが現状です。

○委員

ドライバーの成り手がいないというのが減っている一番の原因であるとのことですね。

○サポートハウスアイビー

こちらの事業をするのに普通の運転免許だけでは不十分で移動ネットあいちの講習を受ける必要があります。ヘルパーとドライバーを兼務するのはなかなか困難で、ヘルパー事業だけでもヘルパーを集めるのがとても難しい状況なのに、加えてドライバーというのはハードルが高くてそこまで及んでいないというのが現状です。

○委員

何の資格も持っていない一種免許のドライバーはお客様を運ぶわけですので安全講習を受ける必要があります。ヘルパー2級以上の資格を持っている方は講習を受ける必要がなかったのですが。

○委員

車椅子車ではないセダン型の時にセダン型用の講習を受ける必要がないということで、有償運送を行う運転者は全て講習を受けていただく必要があります。

◎会長

この講習というのはどれくらいの期間行うのですか。

○サポートハウスアイビー

三日間だったと記憶しております。一日ではなかったと思います。

◎会長

そうした講習を受けないと福祉有償事業は出来ないということですか。

○委員

安全に係る部分の安全運転講習とかご利用者の安全を図るために一般知識を知っていただくものです。一般知識についてはヘルパーの方はプロなのでいいのですが、ただし安全運転については危ない部分もあるものですから、危険箇所というのを知ってもらい事故が起こらない様にしていただくのが趣旨でございます。移動ネットあいちに限らず色々なところでボランティア団体が昔はやっておりましたが、今は減ってしまったのかそういった辺りで負担はかかりますが、安全のために絶対必要であるという認識を持っていただき、万が一のことがあっては困りますので安全対策を万全にさせていただければと思います。

○委員

利用回数が減った原因は運転者が減ったことが主だったものでありお断りすることもあるとのことでしたが、お断りされた利用者の方はどうしているか分かっておられますか。何か他の移動する方法があるのでしょうか。

○サポートハウスアイビー

タクシーを利用されている方もいらっしゃいますし、ヘルパーが

車椅子を押しても行ける距離を利用されていた方もいらっしゃると思いますが、回数が多かったのはそういった部分もあったのですが、介助で押して帰ってこられる場合もあります。緊急性がある場合や遠方の病院に行く時などは工面をするようにはしております。

◎会長

今年度は運転者の募集などはされるのですか。

○サポートハウスアイビー

運転者のみの確保というのは難しく、依頼が無い時に常時運転手を置いておくことも出来ませんので、結局ヘルパーの仕事が入らない時間で、利用者の方に合わせてもらいながらやっております。また、新しいヘルパーに講習に行ってもらおうとなると結構遠方であることが多く、日程の関係もあり難しい面があります。

◎会長

ありがとうございました。その他質問はございますか。
無いようですので、それでは、議題（２）の更新申請に移ります。
事務局より説明をお願いします。

●事務局

<更新申請内容について説明 資料４>

◎会長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思いません。

○委員

資料４の（６）運転者の申請概要に「運転者の経歴：申請日前過去２年間に運転免許停止処分を受けた者無し」という記載があるのですが、その証明書が添付されておらず、確認は取れておりますでしょうか。

●事務局

運転経歴証明書の提出までは今回求めておりません。

○委員

他の協議会では独自で過去２年間運転免許停止処分を受けていないことを確認するために、運転経歴証明書の提出をさせているところもありますが、法律上は申請時にそこまで求めているわけではありません。

○委員

運転経歴証明書を添付されていないと自己申告となり、その申出だけで十分ということであればそれは結構なのですが、免許証の表裏だけでは確認できないものですから、各協議会の皆様において運転経歴書で過去２年間免許処分を受けていないことを確認しなくて良いのか、何か違法があった時に協議会の責任になりますので、確認されておいた方が良いのではないかと必ず申しあげております。

その辺りを今一度再確認されておいた方が良いと思います。取得するのは有料になりますが、安全運転を何年間か達成されますと愛知県公安委員会から最高でゴールドのカードをいただけ、安全運転のプライドが保てますので、決して無駄なお金にはならないと思いますし、是非取得されることをお勧めしております。他の協議会に出席しておりますと、シートベルト不使用や携帯使用など違反履歴が全部出ますので、少なくとも事業者の方は、ドライバーとして雇われた方々が本当に日頃から安全な運転を試みえるのかどうかをそこで確認できますし、それに対する安全運転の指導を行うことが関連する仕事の内の一つとして各事業所をお願いしているところがあります。中には危ない事故が起きたという報告もありますし、2年以内に免停があるのに申請してしまい、確認したら2年以内に免停があったので申請を取り消されたということもありますので、確認された方がよいのではないかと思います。

◎会長

各委員から運転経歴証明書については法的には添付する必要はないですが安全確認上何かあった時に困りますので、この協議会としては形式上添付していただきたいという要望がありますが、事務局いかがでしょうか。

●事務局

確認ですが、運輸局に申請する時も添付の必要はないということでもよろしかったでしょうか。

○委員

そのとおりです、申請書類としては必要ないです。

◎会長

協議会として何かあった時のためにも添付してもらった方がいいのではないのでしょうか。

●事務局

来年もおそらく他団体で申請があると思いますので添付をするようにお伝えさせていただきます。

○委員

運輸局の方に過去2年間免停がないという情報はいかないのですか。

○委員

就任承諾を以ってよしとしておりまして、今回の申請には無かったのですが、各要件を満たしているという上で運転者の名簿と資格を記載する別の様式を提出してもらい確認しており、加えて講習修了証の方もいただいております。

◎会長

申請書についてはそのまま提出していただいて、運転経歴証明書は後日提出して頂くということでいかがでしょうか。

	<p>●事務局 そのようにお願いします。</p> <p>○委員 先ほどの話の追加になりますが、今更新3年ということなのですが実は原則的には2年となっております、事故等がなかった場合には3年となります。ですので、事故等をして次回の更新期間が2年ということがあったりします。利用者ありきとなりますので話題になれば分かると思うのですが、業務中に何かしら事故があった時に、これは交通事故なのかという議論をすることもまた出来ると思いますので、そういう意味でも運転経歴書を取得していただくのは有益なのかと思います。</p> <p>◎会長 それでは他に質問も無いようですので、議決に入ろうと思います。 それではみなさまにお諮りします。特定非営利活動法人 サポートハウスイビーが実施する福祉有償運送の更新申請について、認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>◎会長 委員全員の賛成をいただき、協議が整いましたので、特定非営利活動法人 サポートハウスイビーが実施する福祉有償運送の更新申請について合意といたします。 本日の議題につきまして、すべて終了しました。これをもちまして、平成29年度第1回清須市福祉有償運送運営協議会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(閉会 午後3時)</p>
会議の結果	会議の経過のとおり